

暮らしの税務相談 8

保険金の控除について

今回は保険金を受け取ったときの税金についてふれてみましょう。



受け取った

保険金にかかる税金

被保険者が死亡または、保険契約が満期となり保険金受取人が保険金を受け取った場合には、保険料を支払った人、保険金受取人、被保険者が誰になるかということによって、適用される税法が異なります。

所得税の場合

所得税が課税されるのは、保険料を支払った人と保険金の受取人が同じ人の場合です。

①保険金を一度に受け取った場合

保険金を一度に受け取った場合には、一時所得になります。一時所得となったときの所得の金額は、その保険金以外に一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から、既に払い込んだ保険料を差し引いて、さらに所得

の特別控除50万円を差し引き、それをさらに1/2にした金額に対して税金がかかります。

②保険金を年金形式で受け取った場合

保険金を年金形式で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になります。雑所得の場合の所得の金額は、その年に受け取った年金の額に対応する払込保険料の額を、差し引いた金額となります。

相続税の場合

相続税が課税されるのは、死亡した被保険者と保険料を支払った人が同じ人の場合です。保険金の受取人が被保険者の相続人であるときは、相続により取得したものとされ、相続人以外の者が受取人であるときは、遺贈により取得したものとされます。

なお、相続により取得したものとされる場合には、相続人全体で、500万円に法定相続人の数を乗じて計算した金額までは非課税として扱われ、その

金額を超える部分の金額だけが相続税の対象になります。

また、死亡保険金を年金形式で受け取る場合には、定期金に関する権利という期間に応じて減額して評価されます。さらに、毎年受け取る年金は、雑所得となります。

贈与税の場合

贈与税が課税されるのは、保険料を支払った人、被保険者、保険金の受取人がすべて異なる場合です。つまり、保険料を負担していないにもかかわらず、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合です。しかし、けがや病気などによるものは除かれます。この場合の受け取った保険金は、原則としてその年に贈与を受けた他の財産と合計され、基礎控除の110万円が差し引かれて課税されることとなります。

また、保険金を年金形式で受け取る場合には、定期金に関する権利という期間に応じて減額して評価されます。さらに、毎年受け取る年金は、雑所得となり、受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

保険の契約者や受取人などについてご家庭内の保険の書類を再度チェックしてみたいかがでしょうか？

監修 浦和税理士法人 税理士 伊藤信彦

創業から株式公開まで、幅広くサポートいたします。

税理士業務

- 法人・個人の決算及び申告書類の作成
- 相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- 各種税金に関する相談
- 税務関係の書類作成
- 税務調査の立会

会計業務

- 記帳代行
- 会計処理の指導及び相談
- 試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志
松波 竜太



浦和税理士法人

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7

TEL.048(837)8555
FAX.048(837)8556

<http://www.urawa-tax.com>